

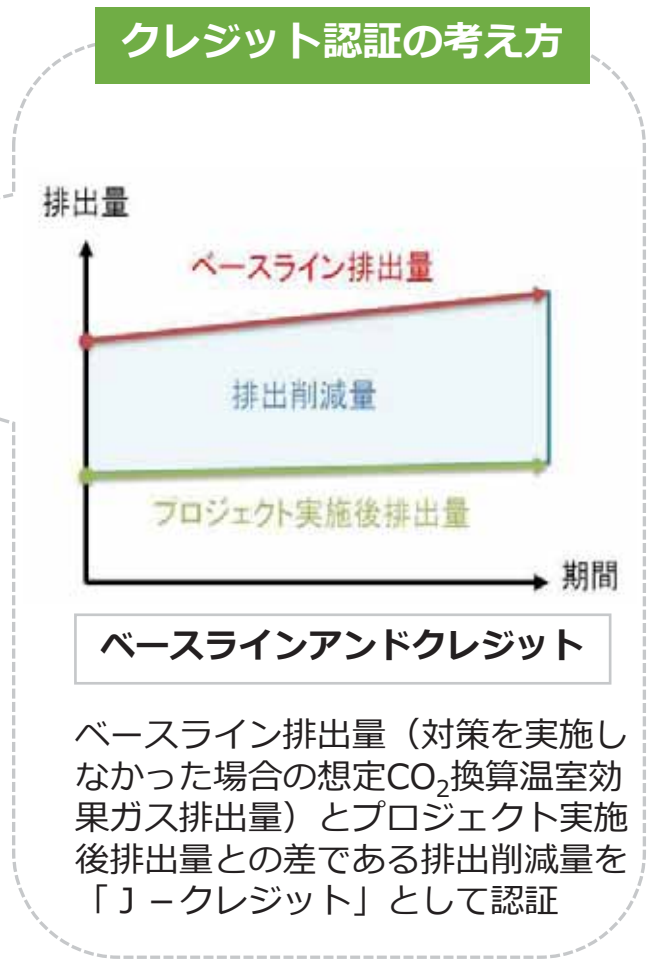
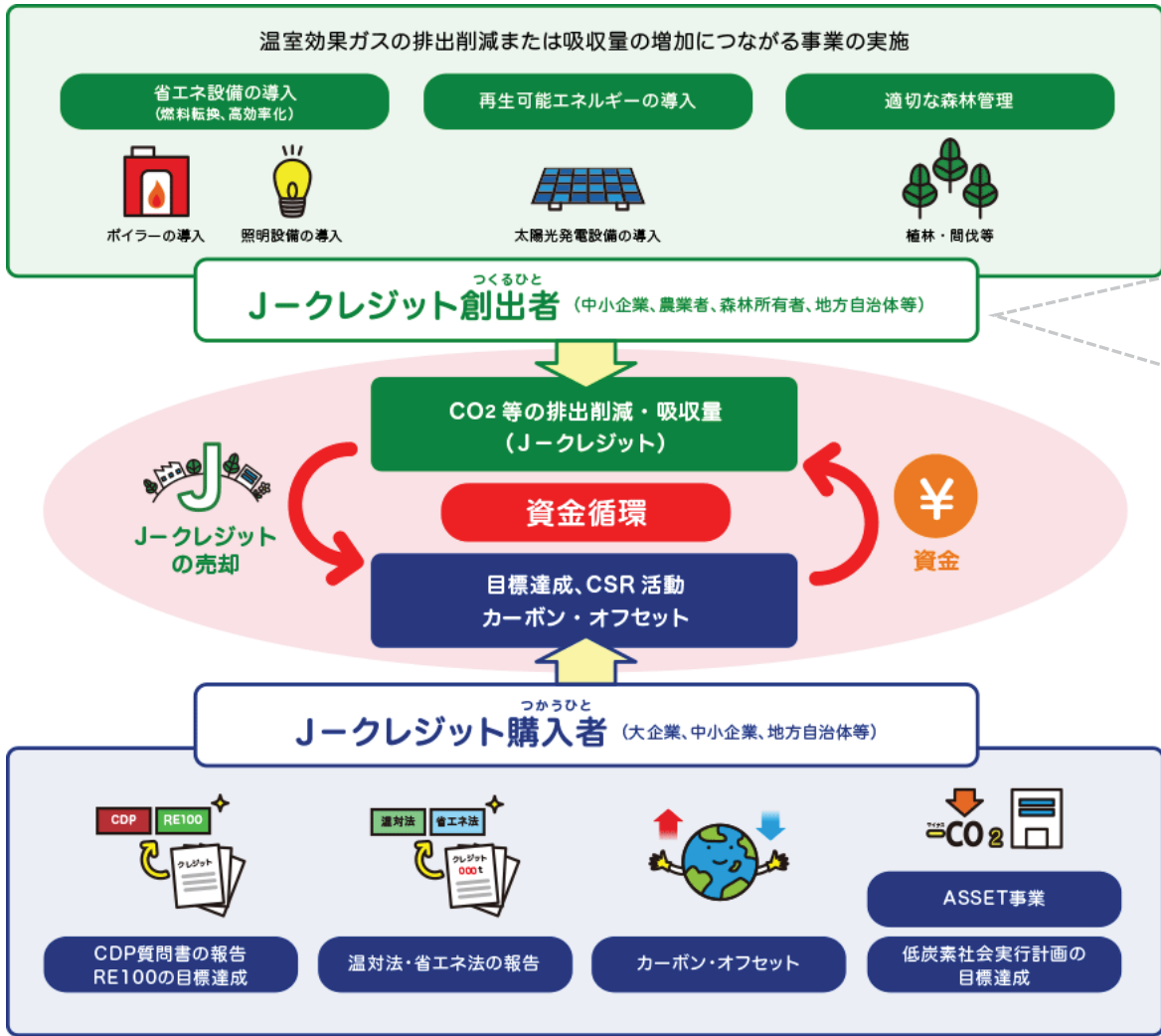
3. 温室効果ガス排出削減量等の定量評価・ 可視化に関する制度の紹介

(1) J-クレジット制度

(2) カーボンフットプリント(CFP)制度

(1)① J-クレジット制度とは

- J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。
- 本制度により創出されたクレジットは、国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取組み等、様々な用途に活用できます。



② J-クレジット制度参加者のメリット

クレジット 創出者

- 省エネ設備導入や再生可能エネルギー活用による
ランニングコストの低減効果
- **クレジット売却益**による投資費用の回収や更なる省エネ投資への活用
- 温暖化対策に積極的な企業、団体としての**PR効果**
- J-クレジット制度に関わる**企業や自治体等との関係強化**

クレジット 購入者

- ESG投資が拡大する中、森林保全活動の後押しなど、
環境貢献企業等としてPR効果
- 温対法の「**調整後温室効果ガス排出量**」の報告や、
CDP質問書¹⁾及び**RE100**²⁾達成のための報告（再エネ電力由来のクレジットに限る）等での活用
- 製品・サービスにかかるCO₂排出量をオフセットすることによる、
差別化・ブランディング
- 関係企業や地方公共団体との新たなネットワークを活用した
ビジネス機会の獲得や**新たなビジネスモデル**の創出
- **経団連カーボンニュートラル行動計画**の目標達成での活用

1) CDP質問書：投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGOが気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。

2) RE100：企業が自社で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーでまかなうこと。

③ クレジット創出の方法論一覧

○ J-クレジット制度では、現在、61の方法論が承認されています(2022年6月現在)。
(内訳) 省エネルギー等39、再生可能エネルギー9、工業プロセス5、農業4、廃棄物2、森林2

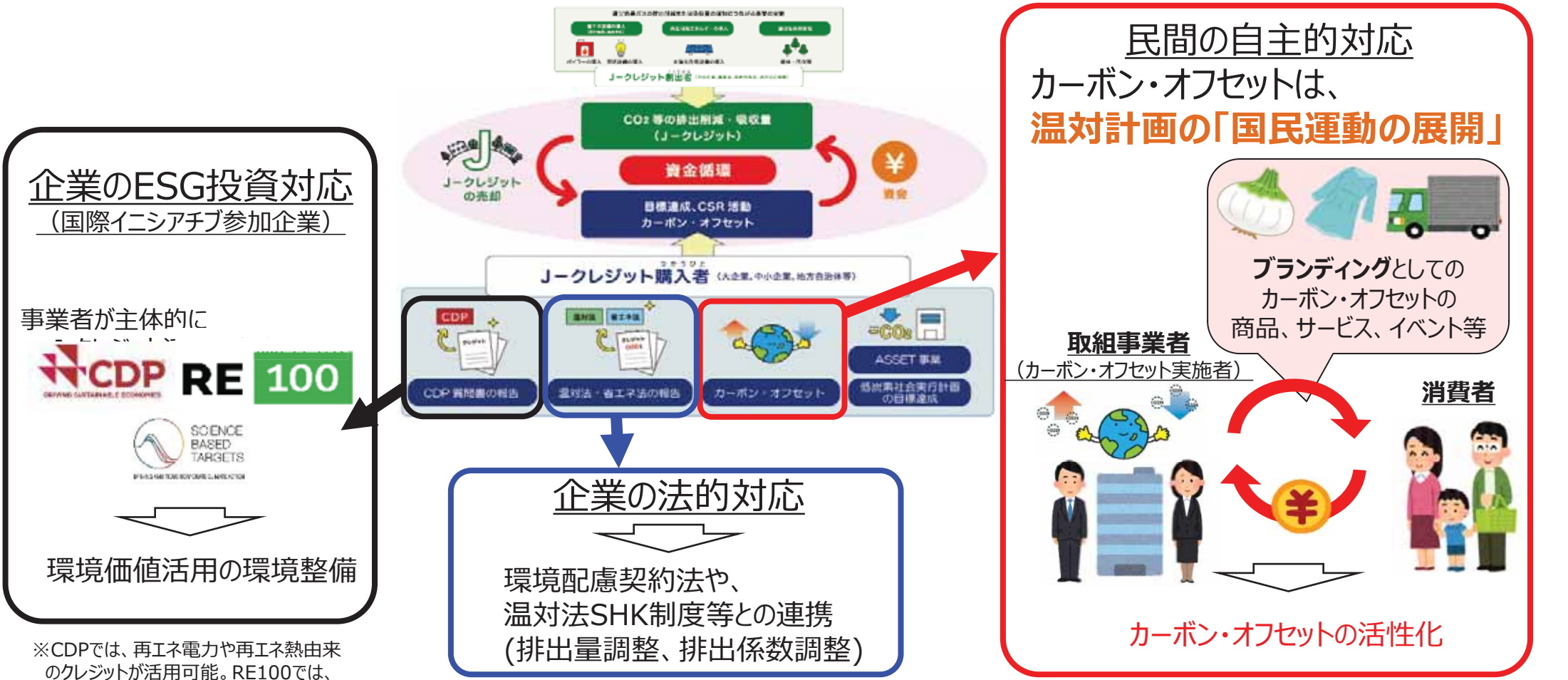
■ 主な方法論（農林水産分野の排出削減・吸収活動と関連の深いもの）

分類	方法論名称
省エネルギー	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	照明設備の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	電動式建設機械・産業車両への更新
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入

分類	方法論名称
再生可能エネルギー	バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
農業	豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
森林	森林経営活動
	植林活動

④ クレジットの活用

- クレジットの“創出”と“活用”の双方を活性化することで、創出者と活用者の間に資金循環を促し、低炭素投資を促進していくことが重要です。
- 国内法や国際イニシアチブへの対応のためのクレジット利用や、温対計画の「国民運動の展開」におけるカーボン・オフセットなど活用方法は様々あり、活用の幅も年々広がっています。



※CDPでは、再生電力や再生熱由来のクレジットが活用可能。RE100では、再生電力由来のクレジットが活用可能。

(参考) 手引書「J-クレジットのすすめ」

- 農林水産省では、J-クレジット制度の概要やメリット、実際にJ-クレジット制度を活用している方々のインタビューなどをわかりやすく紹介した手引書を作成しています。



J-クレジットのすすめ

～ 排出削減・吸収した温室効果ガスを活用しよう ～



農林水産省



目次

#1	J-クレジット制度とは	1
#2	J-クレジット制度参加者のメリット	1
#3	J-クレジット制度への登録、認証の流れ	2
	◆ プロジェクトの登録、クレジット認証の条件	2
	◆ クレジット創出までの手順	3
	◆ 方法論とは	4
	◆ プロジェクトの種類 通常型とプログラム型	4
	◆ 国・事務局による支援制度	5
#4	J-クレジットの売買	5
#5	農林水産分野の取組	6
#6	活用事例集	7
	◆ 農林水産分野のプロジェクト一覧	8
	◆ 農林水産分野の事例	11
	◆ プロジェクト実施者インタビュー	19
付録1	Q & A	33
付録2	参考情報(J-クレジット制度HP)	38

#3 J-クレジット制度への登録、認証の流れ



制度に関する問い合わせ

本制度の詳細、導入についてのご相談は以下の機関へお問合せください。

農林水産省 大臣官房
環境バイオマス政策課
地球環境対策室 地球温暖化対策班

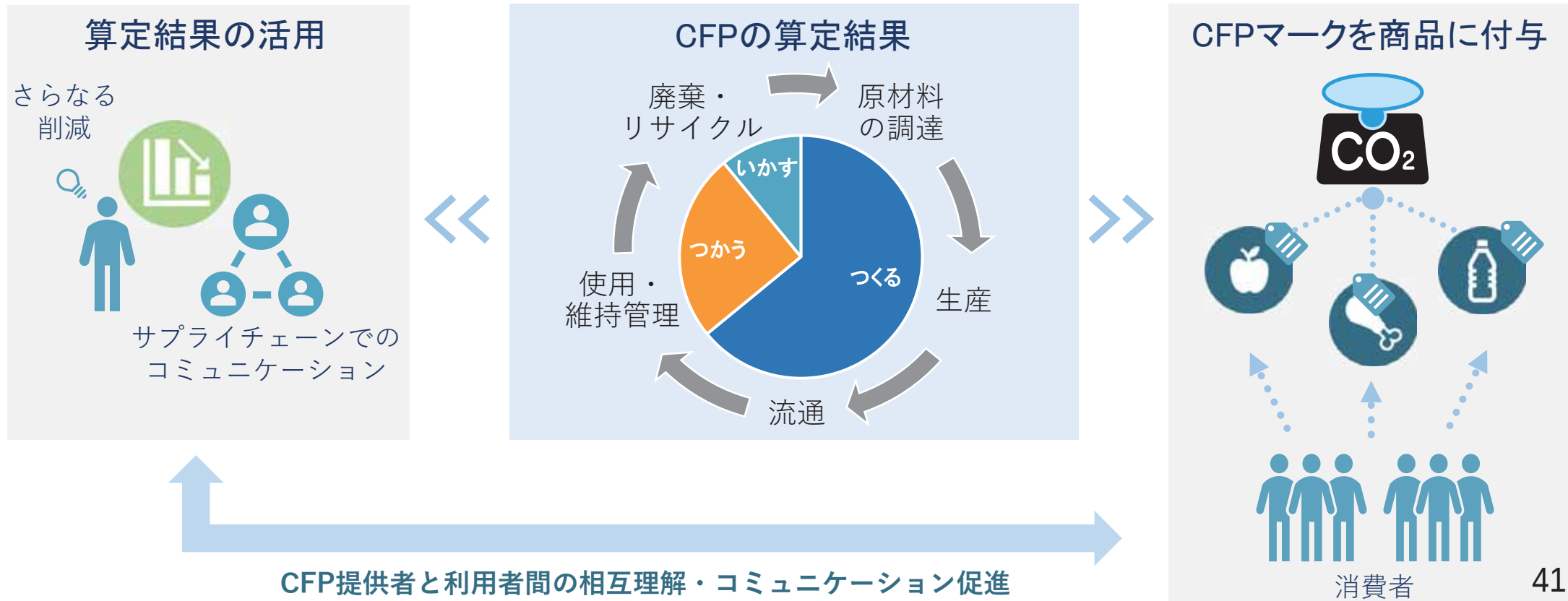
TEL : 03-3502-8111（内線3289）
ダイヤルイン : 03-6744-2473

▼手引書のダウンロードはこちら（農林水産省HP）

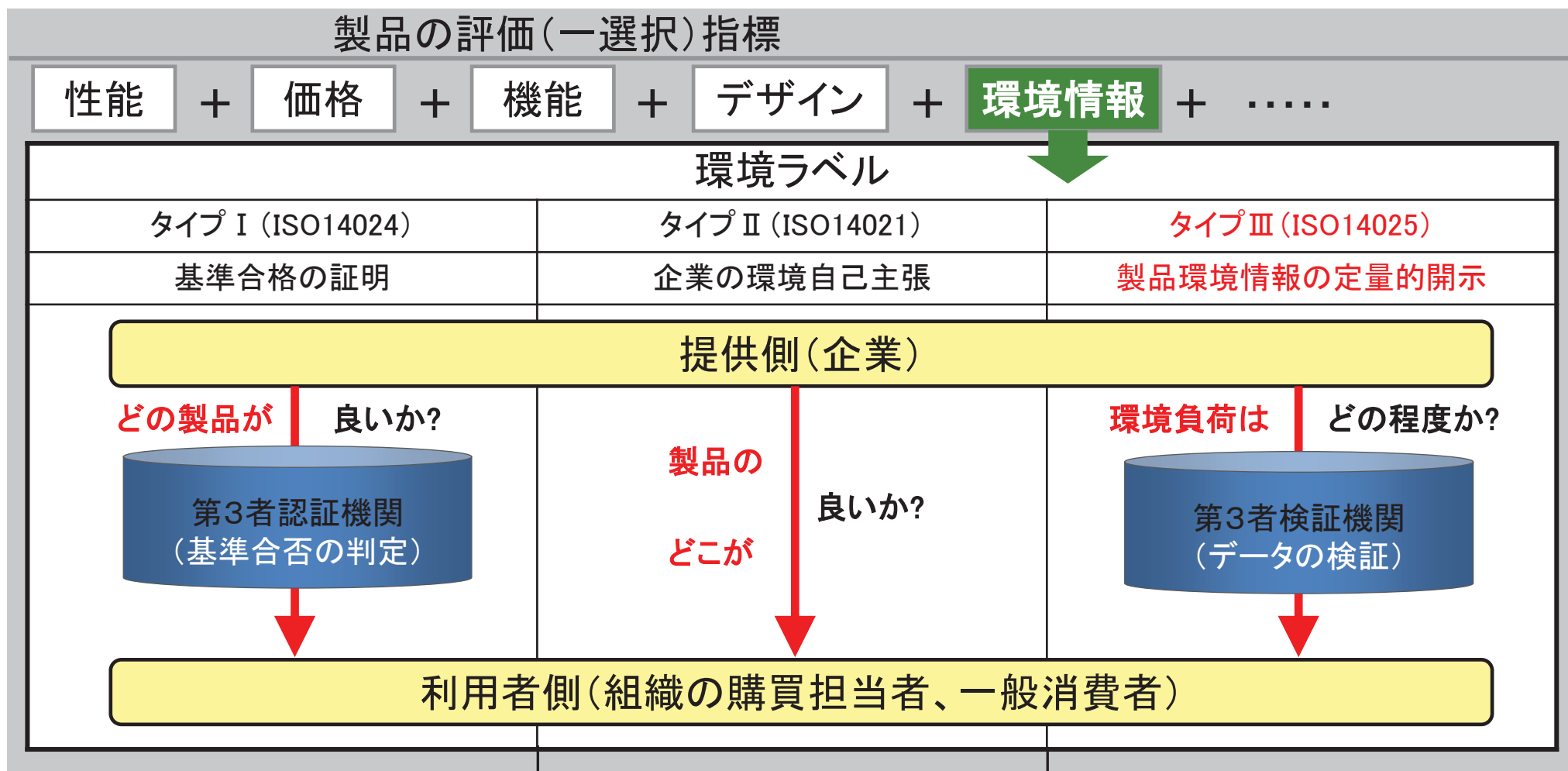
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyō/seisaku/climate/jcredit/jsusume/top.html>

(2)① カーボンフットプリント(CFP : Carbon Footprint of Products)制度とは

- カーボンフットプリント(CFP)とは、商品やサービスがその一生のうちに排出する温室効果ガスを二酸化炭素(CO₂)換算で算定し、商品やサービスにわかりやすく表示し、「見える化」する仕組みです。日本では一般社団法人サステナブル経営推進機構が国際規格(ISO)に準拠した「エコリーフ環境ラベルプログラム」を運営し、CFP認定を行っています。
- CFPでは、ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を活用することで、製品やサービスに関する資源の調達、素材や部品の製造、組立、廃棄に至るまでのライフサイクル全体からの温室効果ガス排出量を定量的に算定します。
- CFPによる温室効果ガス排出量の算定結果は、第三者により検証されるため、データの信頼性・透明性の確保が可能です。

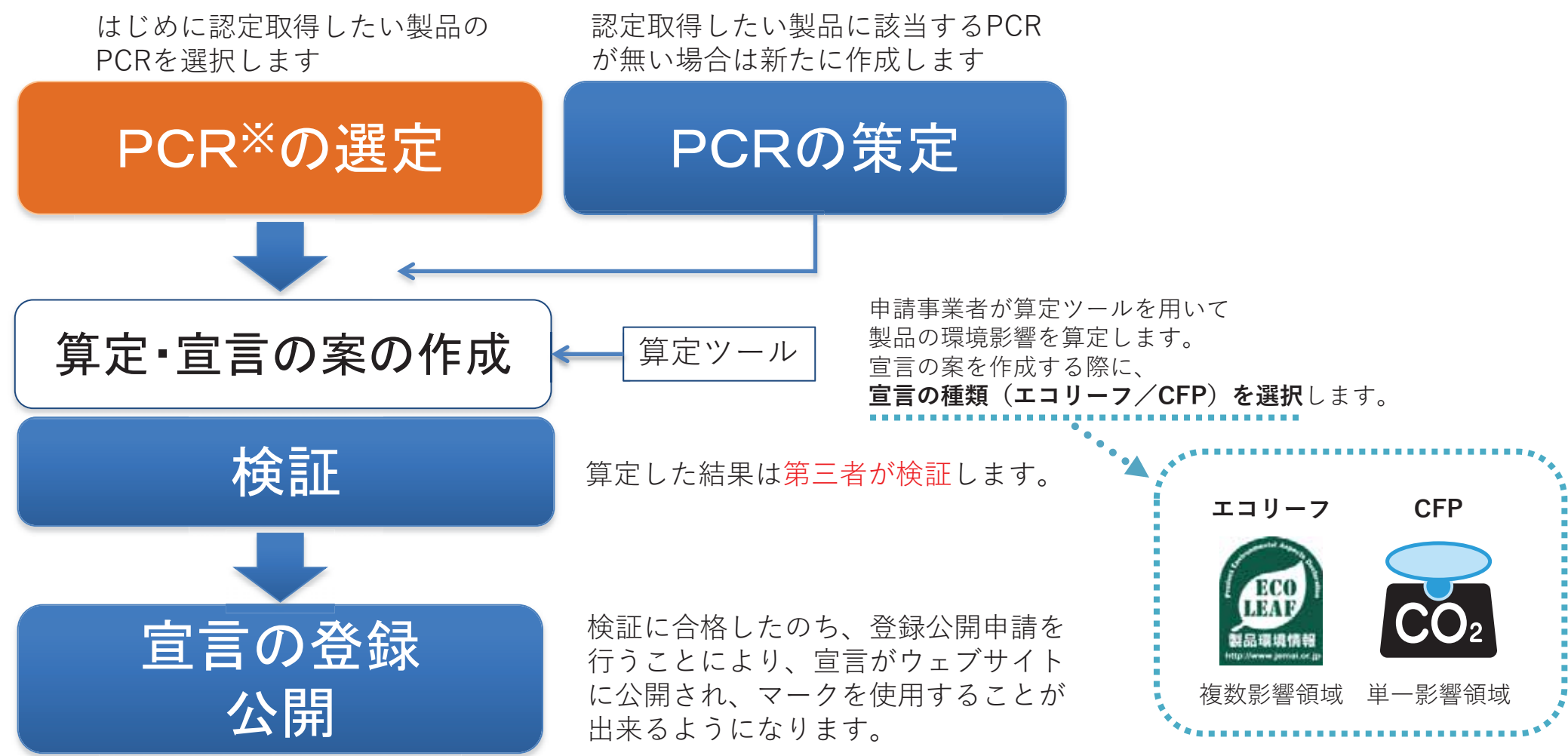


(参考) 環境ラベリング制度(国際規格(ISO))の種類



② カーボンフットプリント(CFP)の宣言公開までのステップ

- CFPでは、商品やサービス分野ごとに規定された共通の算定ルール(PCR)に基づき温室効果ガス排出量を算定します。
- PCR(Product Category Rule)は日本語で“製品カテゴリールール”と呼ばれる製品・サービス種別の算定と宣言の基本ルールです。



▼ 認定PCRの確認はこちら (エコリーフ環境ラベルプログラムHP)

https://ecoleaf-label.jp/pcr/pcr_list.php

③ 製品カテゴリールール(PCR)の開発状況

○ 食品関連では、これまで31件の製品カテゴリールール(PCR)が作成されています。

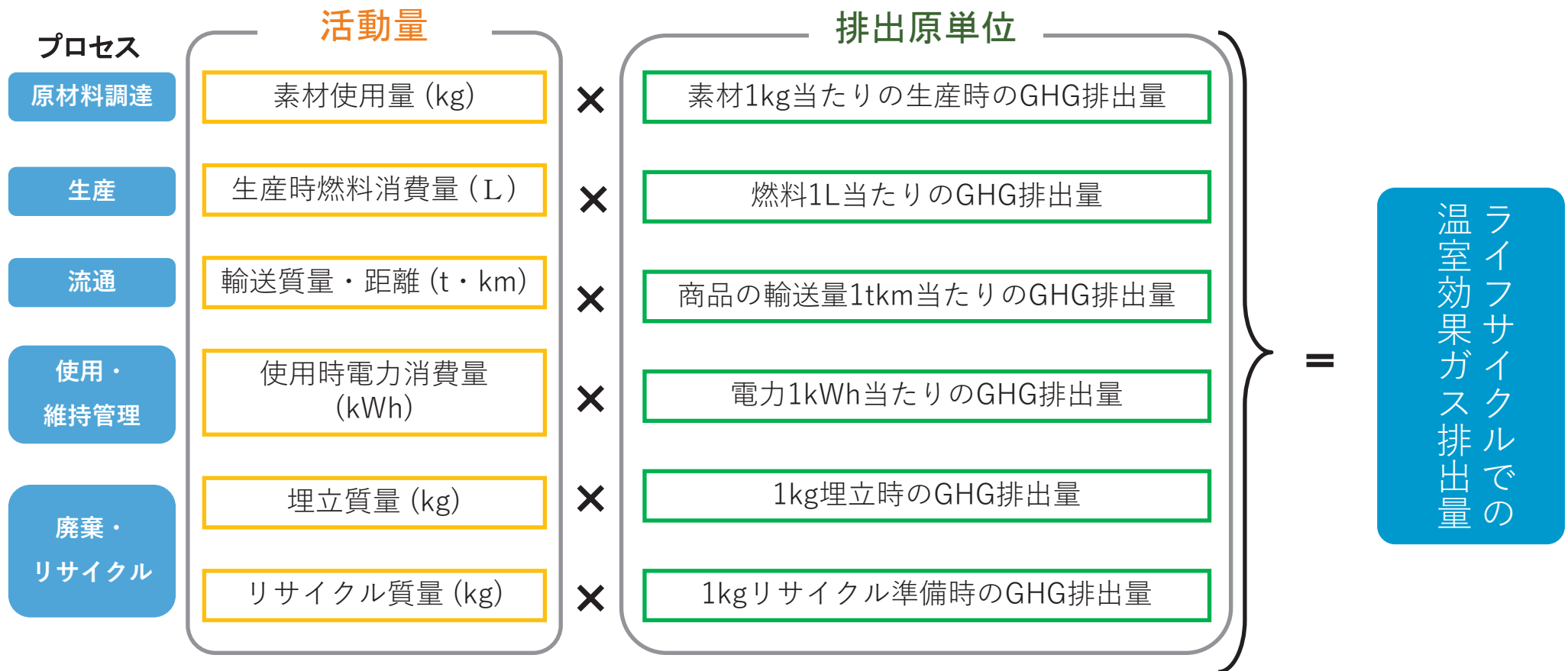
- ・加工食品
- ・有機米
- ・飲料カウンターサービス
- ・牛乳
- ・鶏肉
- ・魚介類（養殖生産物を除く）
- ・清涼飲料
- ・食用鳥卵
- ・水産加工食品
- ・精製糖
- ・調味料関連製品
- ・豚肉
- ・生乳
- ・きのこ類
- ・バナナ
- ・野菜および果実
- ・ビール類
- ・アミノ酸・ペプチドおよび核酸
- ・チョコレート
- ・インスタントコーヒー
- ・うるち米（ジャポニカ米）
- ・パックご飯
- ・即席めん
- ・ハム・ソーセージ
- ・菜種油
- ・食品廃棄物を原料とした有機質の液体肥料
- ・食品配送システム
- ・食肉
- ・飲料およびたばこ自動販売機
- ・清涼飲料
- ・食用植物油脂

▼現在、休止しているPCRも含まれます。詳細は以下よりご確認ください。
(旧CFPプログラムHP)

<https://www.cfp-japan.jp/>

④ カーボンフットプリント(CFP)での温室効果ガス排出量の算定方法

- CFPでの温室効果ガス(GHG)排出量は、基本的に、活動量に排出原単位を乗じて算定されます。
活動量：商品やサービスに関する素材や電気の使用量、廃棄物の処理量等
排出原単位：活動量あたりの温室効果ガス排出量



⑤ カーボンフットプリント(CFP)で使用する算定ツールと原単位データベース

- CFPで温室効果ガス(GHG)排出量を算定する際は、申請者が算定ルール(PCR)に基づき活動量(素材や燃料等の使用量)についてデータ収集を行い、専用の算定ツールを使用して算定を実施します。
- 専用の算定ツールには原単位(活動量あたりのGHG排出量)に関するデータベースが搭載されており、申請者が収集したデータを入力することでGHG排出量が算定されます。

算定ツール

- ✓ 収集したデータ（活動量）を入力し、データに応じた原単位を選択することで、GHG排出量の算定結果を出力
- ✓ 原単位データベースとして、IDEA v2※を登録

※日本国内のすべての事業（一部サービスを除く）における経済活動を網羅的にカバーしたライフサイクルインベントリデータベース

CFPに関する問い合わせ

本制度の詳細、導入についてのご相談は以下の機関へお問合せください。

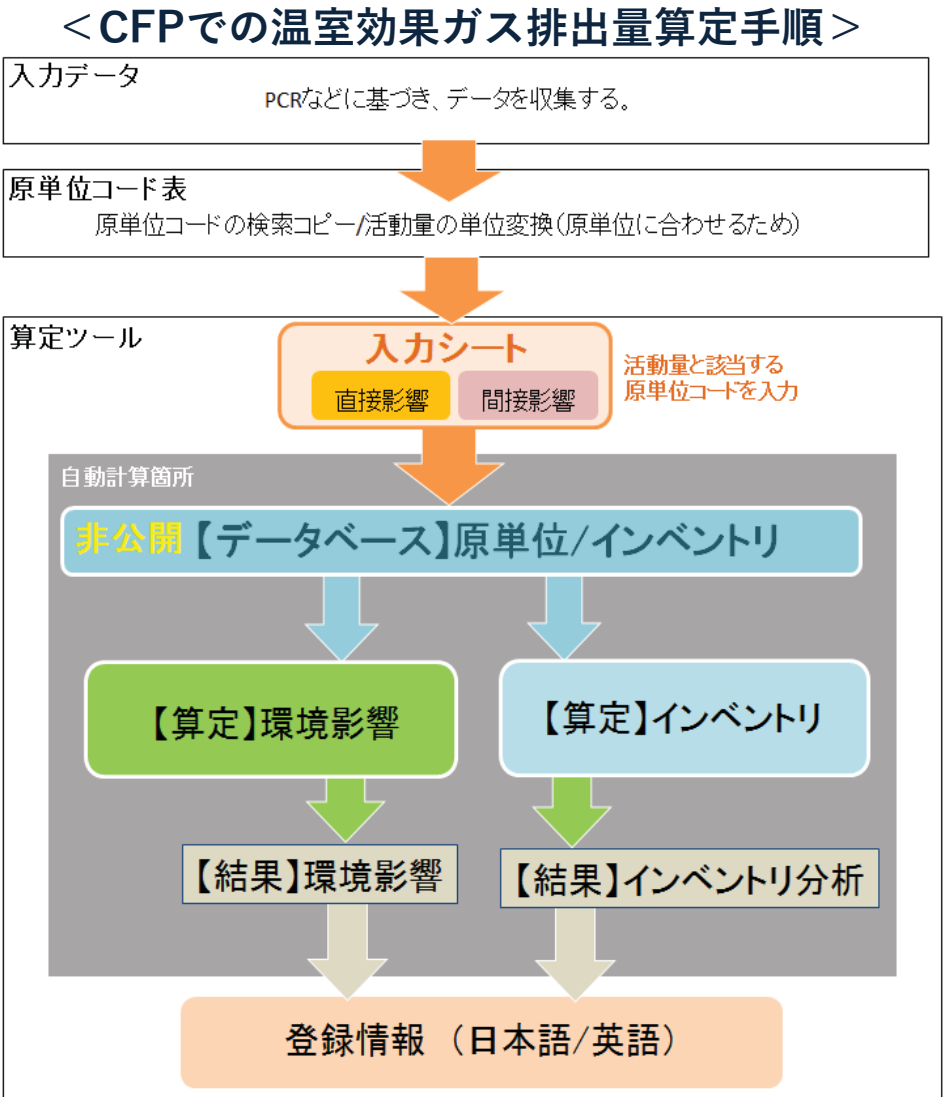
エコリーフ環境ラベルプログラム事務局

（一般社団法人サステナブル経営推進機構 内）

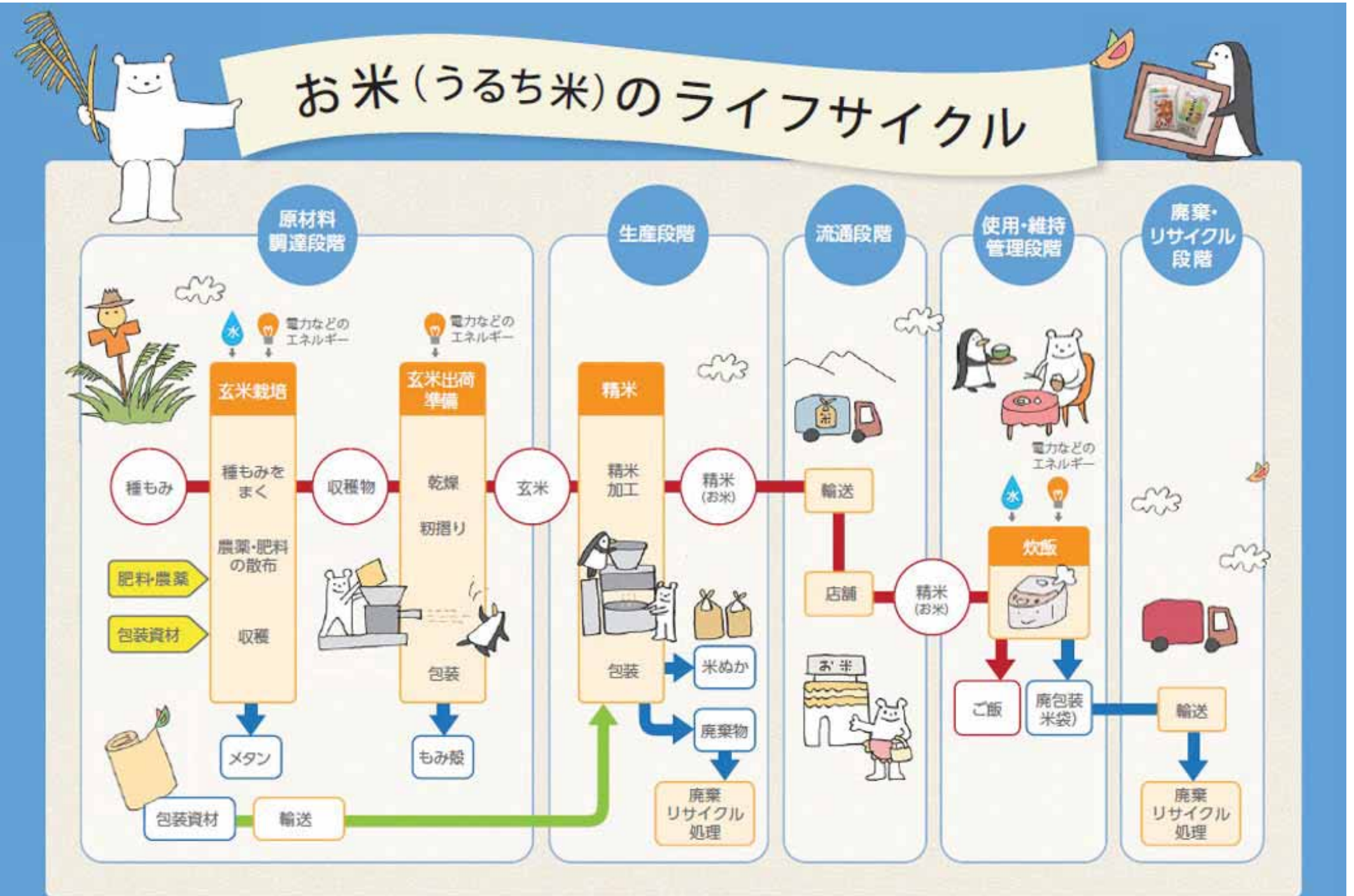
TEL : 03-5209-7712

e-mail : ecoleaf@sumpo.or.jp

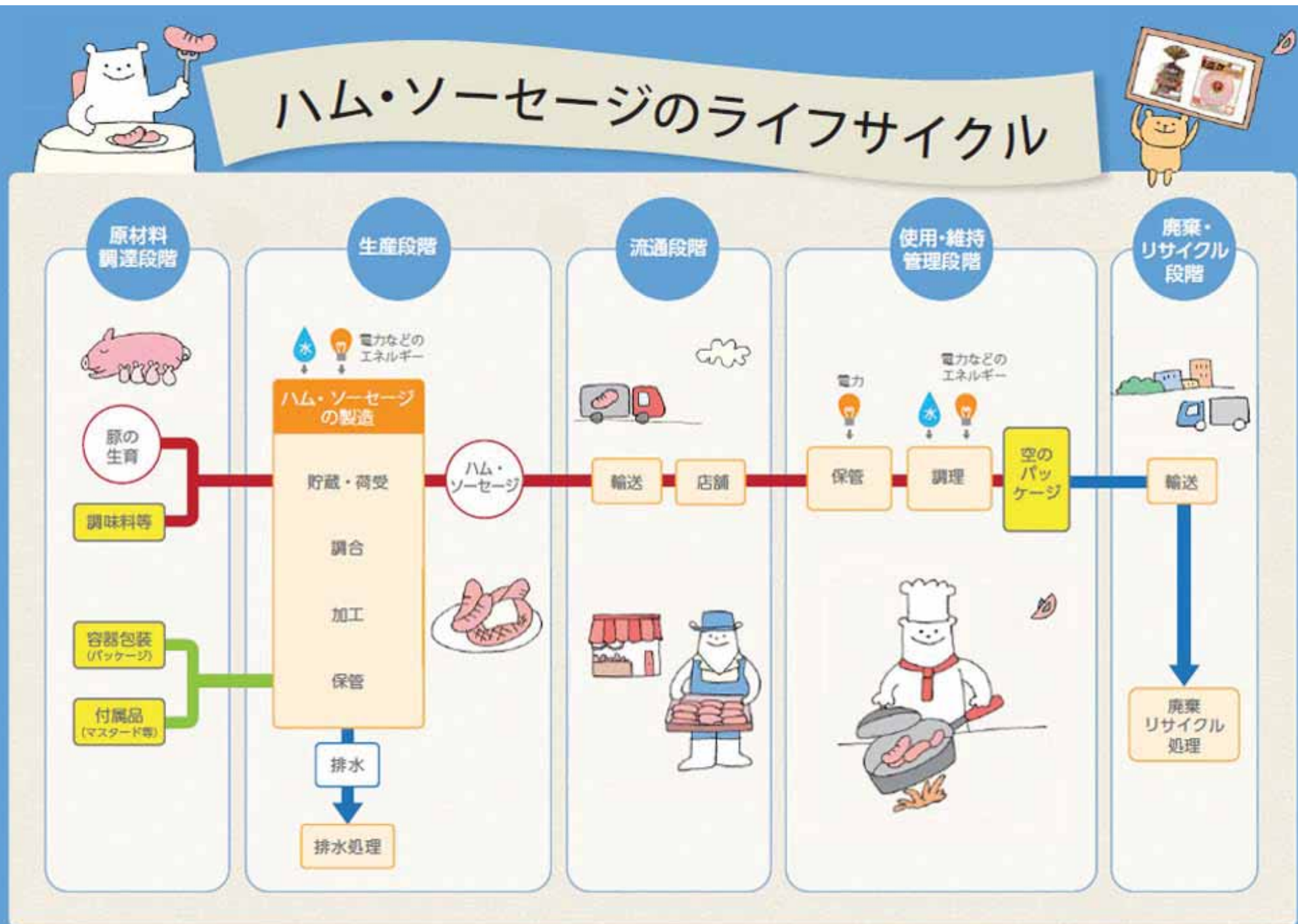
URL : <https://ecoleaf-label.jp>



(参考) ライフサイクルの例：お米（うるち米）



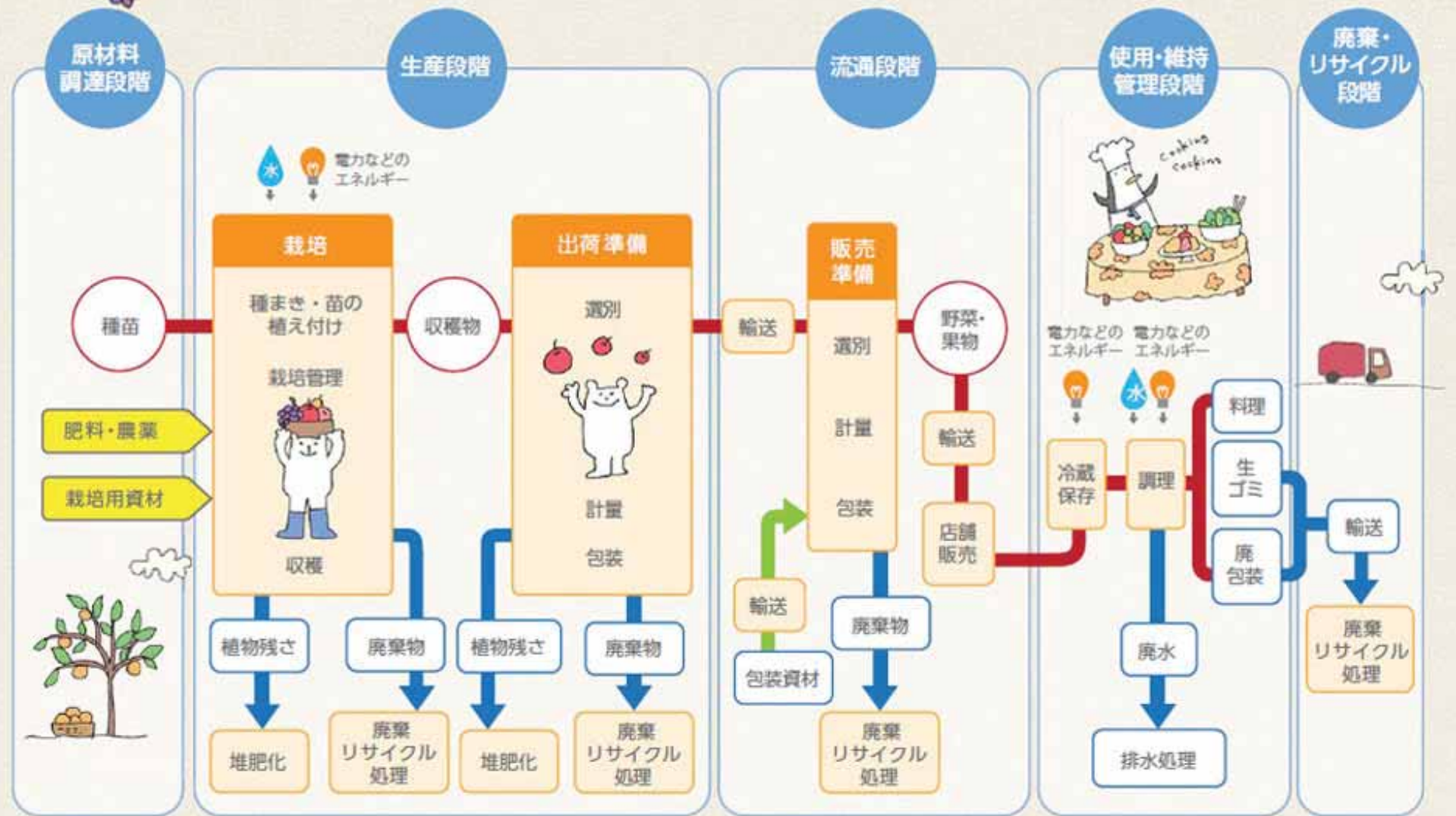
(参考) ライフサイクルの例：ハム・ソーセージ



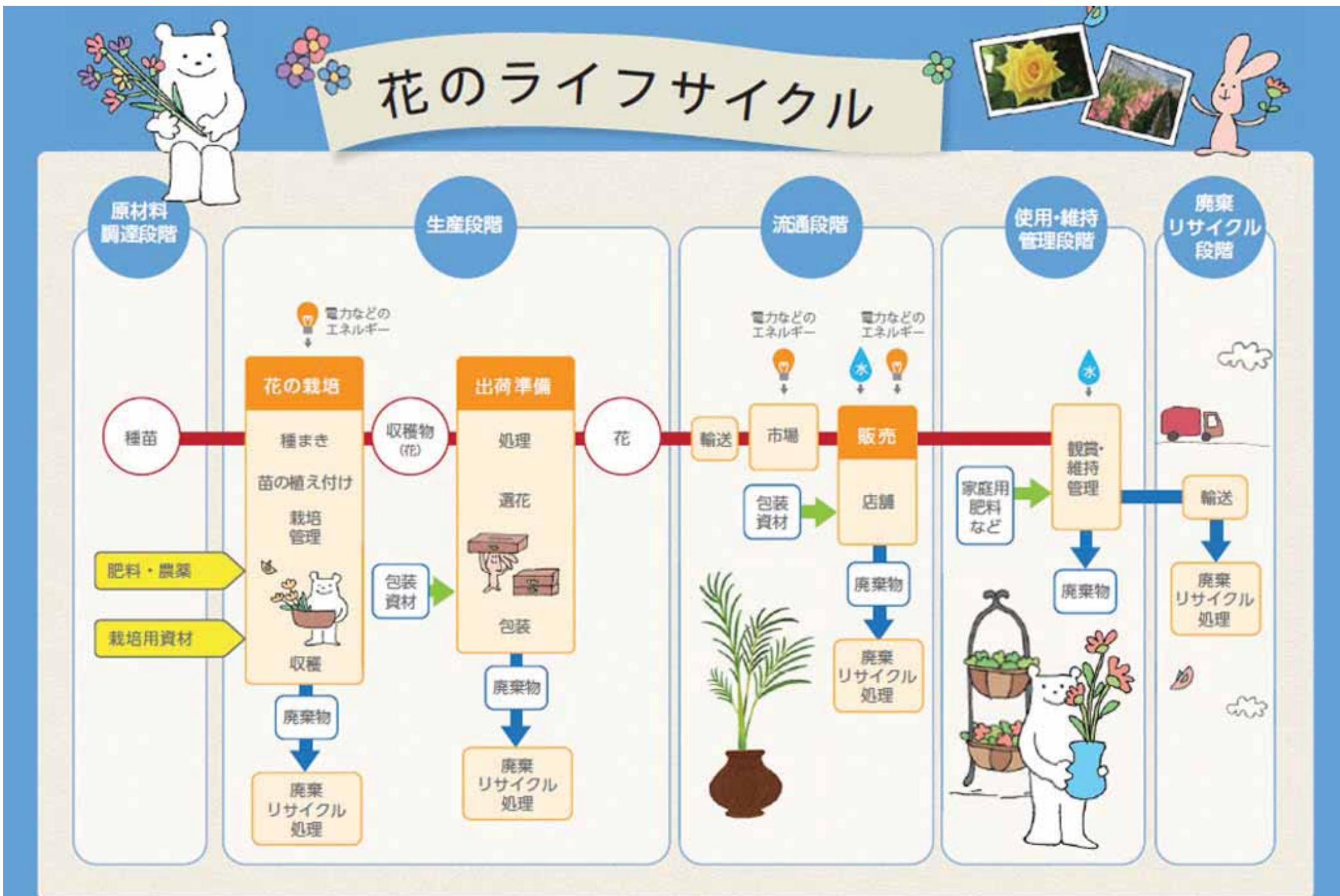
(参考) ライフサイクルの例：野菜・果実



野菜・果実のライフサイクル



(参考) ライフサイクルの例：花



フードサプライチェーンにおける
脱炭素化技術・可視化（見える化）に関する紹介資料
【第2版】

発行：令和4(2022)年6月

作成：農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課